

平成 27 年 3 月 17 日
大臣官房政策課評価室

平成 27 年度以降の政策評価・独立行政法人評価について

1. 独立行政法人評価委員会の廃止への対応

平成 27 年度より、各府省の独立行政法人評価委員会が廃止され、

- ・ 主務大臣が各独立行政法人の自己評価結果を活用しつつ、独法評価を実施する
- ・ 主務大臣は当該評価を行う際には、必要に応じて、外部有識者の知見の活用を図る（総務大臣が決定する「独立行政法人の評価に関する指針」）

こととなっていることから、現行の「政策評価に関する有識者会議」（平成 13 年 6 月 4 日文科科学大臣決定）において外部有識者の知見の活用を図ることとする。

2. 政策評価に関する有識者会議の体制

（1）総会（3 月開催）

原則として、年度末に 1 回開催し、政策評価に関する基本計画や翌年度の政策評価に関する実施計画等について助言を頂く。有識者は、現行どおり 18 名。

（2）分科会（7 月・1 月開催）

各局課が作成する事後評価結果や行政事業レビュー、独立行政法人の自己評価結果等を踏まえ、文部科学省の政策を横串にし、

- ・ 施策・事業の目的や目標は中期的な観点で明確になっているか
- ・ 政策目標・施策目標と事業との整合性や類似事業との適切な役割分担が確保されているか
- ・ 予算以外の手段との効果的な組合せは図られているか

などの観点から、P D C A サイクルが適切に実現されているか助言を頂く。分科会の数は、「生涯学習・初等中等教育分科会」「スポーツ・文化分科会」「高等教育・科学技術・学術分科会」の三つとし、有識者は総会の有識者が分属する。

（3）WT（7 月等開催）

各独立行政法人の自己評価結果について助言を頂く観点から、各独法について W T を置くこととする（ただし、国立研究開発法人については、3. 参照）。有識者は、現行の独立行政法人評価委員会部会の委員を想定。

3. 研究開発に関する審議会との関係

国立研究開発法人については、改正独立行政法人通則法において、主務大臣が評価を実施する際に、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴くものとされていることから、外部有識者の知見の活用は、当該審議会において実施されることとなる。よって、政策評価に関する有識者会議においては、国立研究開発法人に関する評価についての審議は行わないものとする。

